

石巻市

指 定 金融機関等 御中

収 納 代 理

年

月

日

預金又は通常貯金の名義人の記入欄

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

お 届 け 印

変 更 区 分

新 規

廃止又は解約

口座番号変更

金融機関変更

ゆうちょ銀行以外の民間金融機関の御利用者の記入欄

金 融 機 関 名

支店名

銀行
金庫
組合
信漁連
いしのまき農業協同組合

支店
店
本店営業部

金 融 機 関 コード

支 店 コード

口 座 番 号

種 別

1 普通

2 当座

3 納 準

(注)この依頼書には、金融機関へのお届け印と同じものを御使用ください。

下記の納税等義務者が石巻市に納めるべき税金等を私名義の上記預金口座又は通常貯金通帳から、口座振替の方法により納付を願います。

なお、下記の約定(ゆうちょ銀行を除く。)を確認の上、依頼します。

ゆうちょ銀行の御利用者の記入欄

ゆうちょ銀行

通 帳 記 号

※ 通 帳 番 号 (右づめで御記入ください)

※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみ御記入ください。

太

線
の
中
を
お
書
き
く
だ
さ
い

	税 目 等	納 付 方 法		納 税 等 義 務 者 氏 名 欄	納税等義務者の通知番号等	ゆうちょ銀行使用欄		備 考
						契 約 種 別 コード		
①	市 県 民 税 (森林環境税含む。)	期 別	前 納			①～⑮及び⑰は30	⑯ は 29	
②	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	期 別	前 納			払 込 先 口 座 番 号 02220-6-960133		
		期 別	前 納					
③	軽自動車税 (種別割)	全 期				払 込 先 加 入 者 名		
④	国民健康保険税	期 別				石 巻 市 会 計 管 理 者		
⑤	下水道事業 受益者負担金	期 別				払込日 ①市県民税(森林環境税含む。)(年4回:6月末日・8月 末日・10月末日・11月末日) ②固定資産税・都市計画税(年4回:5月末日・7月末日・ 11月末日・2月末日) ③軽自動車税(種別割)(年1回:5月末日) ④国民健康保険税(年10回:4月から1月までの各月末 日) ⑤下水道事業受益者負担金、⑥下水道事業受益者分 担金、⑦農業集落排水事業分担金、⑧浄化槽事業分 担金(年4回:8月末日・10月末日・12月末日・2月末日) ⑨介護保険料(年6回:4月末日・6月末日・8月末日・10 月 末日・12月末日・2月末日) ⑩保育料(延長保育料、食材料費含む。)(年12回:各 月 末日) ⑪後期高齢者医療保険料(年9回:7月から3月までの各 月 末日) ⑫放課後児童クラブ利用者負担金(年12回:各月末日) ⑬防災集団移転用地貸付料(年4回:5月末日・7月末 日・11月末日・2月末日) ⑭災害援護資金貸付金(災害援護償還金利子含む。)(年12回:各月末日) ⑮奨学金償還金(年12回:各月25日) ⑯桜坂高校授業料(年4回:4月25日、7月25日、10月25 日、1月25日) ⑰学校給食費(年10回、6月から3月までの各月末日) ※各税目等とも、払込日が土曜日、日曜日、祝日の場 合は翌営業日 ※払込日に払込できなかった場合、①～⑧については 翌月(払込日が月初めの場合はその月)の15日に、⑨ については翌月の10日に再払込を行います。(再払込 日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)		
⑥	下水道事業 受益者分担金	期 別						
⑦	農業集落排水 事業分担金	期 別						
⑧	浄化槽事業 分担金	期 別						
⑨	介護保険料	期 別						
⑩	保 育 料 (延長保育料、食材料費含む。)	月 別						
⑪	後 期 高 齢 者 高齢者医療保険料	期 別						
⑫	放課後児童クラブ 利用者負担金	月 別						
⑬	防災集団移転 用地貸付料	期 別						
⑭	災害援護資金貸付金 (災害援護償還金利子含む。)	月 別						
⑮	奨 学 金 償 還 金	月 別						
⑯	桜坂高校授業料	期 別						
⑰	学 校 給 食 費	期 別				払込開始月日: 年 月末から お申込みいただいてから自動払込が 開始するまで約45～60日かかります。		

- 振替日は、原則として各期の納期限(納期の最終日)とします。また、振替日に振替できなかった場合、①～⑧については翌月(振替日が月初めの場合はその月)の15日に、⑨については翌月の10日に再振替を行います。(再振替日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)
- 預金の支払手続については、当座勘定約定又は預金約(規)定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出し、預金通帳の払戻請求書の提出などしませんから貴店の所定の方法で処理してください。
- 口座振替で納付した市税等については領収証書が発行されなくても差し支えありません。
- 納付書等を指定のゆうちょ銀行以外の民間金融機関に送達されること及び振替日現在において指定預金口座の残額が納付書等の金額に満たないときは、私に事前通知することなく、納付書等を石巻市に返却されても異議はありません。
- 上記納付者に係る過誤納金の還付については、上記口座への振込みを承諾いたします。
- 石巻市市税等口座振替依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分について、やむを得ず納付書が私であって送付される、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
- この契約について、預金不足などのため口座振替納付が適当でない場合、解約されても異議はありません。
- この取り扱いについて、仮に紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

お客様

→

ゆうちょ銀行以外の
民間金融機関

受 付

照 合

記 帳

検 印

【金融機関用】

1.一部解約

2.全部解約

取扱店日附印

年

月

日

石巻市総務部納税課御中

預金又は通常貯金の名義人の記入欄		
住所		
フリガナ		お届け印
氏名		
電話番号		

変更区分	新規	
	廃止又は解約	
	口座番号変更	
	金融機関変更	

この用紙でゆうちょ銀行のお申込みはできません。

ゆうちょ銀行以外の民間金融機関の御利用者の記入欄			
金融機関名	銀行 金庫 組合 信漁連 いしのまき農業協同組合		
支店名	支店 店 本店営業部		
金融機関コード	支店コード	口座番号	種別
			1 普通 2 当座 3 納準

(注)この依頼書には、金融機関へのお届け印と同じものを御使用ください。
下記の納税等義務者が石巻市に納めるべき税金等を私名義の上記預金口座又は通常貯金通帳から、口座振替の方法により納付を願います。
なお、下記の約定(ゆうちょ銀行を除く。)を確認の上、依頼します。

ゆうちょ銀行の御利用者の記入欄													
ゆうちょ銀行	通帳記号				※	通帳番号(右づめで御記入ください)							

※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみ御記入ください。

太

線

の

中

を

お

書

き

く

だ

さ

い

	税目等	納付方法		納税等義務者氏名欄	納税等義務者の通知番号等	ゆうちょ銀行使用欄		備考
		期別	前納			契約種別コード		
①	市県民税 (森林環境税含む。)	期別	前納			①～⑮及び⑰は30	⑯は29	
②	固定資産税 都市計画税	期別	前納			払込先口座番号		
		期別	前納			02220-6-960133		
③	軽自動車税 (種別割)	全期				払込先加入者名		
④	国民健康保険税	期別				石巻市会計管理者		
⑤	下水道事業 受益者負担金	期別				払込日 ①市県民税(森林環境税含む。)(年4回:6月末日・8月 末日・10月末日・1月末日) ②固定資産税・都市計画税(年4回:5月末日・7月末日・ 11月末日・2月末日) ③軽自動車税(種別割)(年1回:5月末日) ④国民健康保険税(年10回:4月から1月までの各月末 日) ⑤下水道事業受益者負担金、⑥下水道事業受益者分 担金、⑦農業集落排水事業分担金、⑧浄化槽事業分 担金(年4回:8月末日・10月末日・12月末日・2月末日) ⑨介護保険料(年6回:4月末日・6月末日・8月末日・10 月末日・12月末日・2月末日) ⑩保育料(延長保育料、食材料費含む。)(年12回:各 月末日) ⑪後期高齢者医療保険料(年9回:7月から3月までの各 月末日) ⑫放課後児童クラブ利用者負担金(年12回:各月末日) ⑬防災集団移転用地貸付料(年4回:5月末日・7月末 日・11月末日・2月末日) ⑭災害援護資金貸付金(災害援護償還金利子含む。)(年12回:各月末日) ⑮奨学金償還金(年12回:各月25日) ⑯桜坂高校授業料(年4回:4月25日、7月25日、10月25 日、1月25日) ⑰学校給食費(年10回、6月から3月までの各月末日) ※各税目等とも、払込日が土曜日、日曜日、祝日の場 合は翌営業日 ※払込日に払込できなかった場合、①～⑮については 翌月(払込日が月初めの場合はその月)の15日に、⑯ については翌月の10日に再払込を行います。(再払込 日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)		
⑥	下水道事業 受益者分担金	期別						
⑦	農業集落排水 事業分担金	期別						
⑧	浄化槽事業 分担金	期別						
⑨	介護保険料	期別						
⑩	保育料 (延長保育料、食材料費含む。)	月別						
⑪	後期高齢者 高齢者医療保険料	期別						
⑫	放課後児童クラブ 利用者負担金	月別						
⑬	防災集団移転 用地貸付料	期別						
⑭	災害援護資金貸付金 (災害援護償還金利子含む。)	月別						
⑮	奨学金償還金	月別						
⑯	桜坂高校授業料	期別						
⑰	学校給食費	期別						

上記に記載する納税等義務者が石巻市に納付する税金等を私名義の上記預金口座又は通常貯金通帳から口座振替の方法により納付したいので、税額等必要な事項を記載した納付書等を上記の金融機関へ送付してください。

上記事項に相違ないことを確認しました。

年 月 日

取扱金融機関名

確認印

取扱店日附印

お客様



ゆうちょ銀行以外の
民間金融機関



石巻市

照合

記帳

検印

【金融機関用】
1.一部解約
2.全部解約

年 月 日

口座名義人控

預金又は通常貯金の名義人の記入欄		
住所		
フリガナ		お届け印
氏名		
電話番号		

変更区分	新規	
	廃止又は解約	
	口座番号変更	
	金融機関変更	

この用紙でゆうちょ銀行のお申込みはできません。

ゆうちょ銀行以外の民間金融機関の御利用者の記入欄			
金融機関名	銀行 金庫 組合 信漁連 いしのまき農業協同組合		
支店名	支店 店 本店営業部		
金融機関コード	支店コード	口座番号	種別
			1 普通 2 当座 3 納準

(注)この依頼書には、金融機関へのお届け印と同じものを御使用ください。

ゆうちょ銀行の御利用者の記入欄													
ゆうちょ銀行	通帳記号				※	通帳番号(右づめで御記入ください)							

※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみ御記入ください。

太

線

の

中

を

お

書

き

く

だ

さ

い

	税目等	納付方法		納税等義務者氏名欄	納税等義務者の通知番号等	ゆうちょ銀行使用欄		備考
						契約種別コード		
①	市県民税 (森林環境税含む。)	期別	前納			①～⑮及び⑰は30	⑯は29	
②	固定資産税 都市計画税	期別	前納			払込先口座番号		
		期別	前納			02220-6-960133		
③	軽自動車税 (種別割)	全期				払込先加入者名		
④	国民健康保険税	期別				石巻市会計管理者		
⑤	下水道事業 受益者負担金	期別				払込日 ①市県民税(森林環境税含む。)(年4回:6月末日・8月 末日・10月末日・1月末日) ②固定資産税・都市計画税(年4回:5月末日・7月末日・ 11月末日・2月末日) ③軽自動車税(種別割)(年1回:5月末日) ④国民健康保険税(年10回:4月から1月までの各月末 日) ⑤下水道事業受益者負担金、⑥下水道事業受益者分 担金、⑦農業集落排水事業分担金、⑧浄化槽事業分 担金(年4回:8月末日・10月末日・12月末日・2月末日) ⑨介護保険料(年6回:4月末日・6月末日・8月末日・10 月末日・12月末日・2月末日) ⑩保育料(延長保育料、食材料費含む。)(年12回:各 月末日) ⑪後期高齢者医療保険料(年9回:7月から3月までの各 月末日) ⑫放課後児童クラブ利用者負担金(年12回:各月末日) ⑬防災集団移転用地貸付料(年4回:5月末日・7月末 日・11月末日・2月末日) ⑭災害援護資金貸付金(災害援護償還金利子含む。)(年12回:各月末日) ⑮奨学金償還金(年12回:各月25日) ⑯桜坂高校授業料(年4回:4月25日、7月25日、10月25 日、1月25日) ⑰学校給食費(年10回、6月から3月までの各月末日) ※各税目等とも、払込日が土曜日、日曜日、祝日の場 合は翌営業日 ※払込日に払込できなかった場合、①～⑮については 翌月(払込日が月初めの場合はその月)の15日に、⑯ については翌月の10日に再払込を行います。(再払込 日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)		
⑥	下水道事業 受益者分担金	期別						
⑦	農業集落排水 事業分担金	期別						
⑧	浄化槽事業 分担金	期別						
⑨	介護保険料	期別						
⑩	保育料 (延長保育料、食材料費含む。)	月別						
⑪	後期高齢者 高齢者医療保険料	期別						
⑫	放課後児童クラブ 利用者負担金	月別						
⑬	防災集団移転 用地貸付料	期別						
⑭	災害援護資金貸付金 (災害援護償還金利子含む。)	月別						
⑮	奨学金償還金	月別						
⑯	桜坂高校授業料	期別						
⑰	学校給食費	期別						

- 振替日は、原則として各期の納期限(納期の最終日)とします。また、振替日に振替できなかった場合、①～⑮については翌月(振替日が月初めの場合はその月)の15日に、⑯については翌月の10日に再振替を行います。(再振替日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)
- 年度途中で前納振替の依頼をするとき、又は前納不能となったとき、その年度は期別振替扱いとなります。
- お申込みから口座振替の開始まで約45～60日かかります。開始時期は、「市税等口座振替開始のお知らせ」で通知いたしますので、振替日(各納期の最終日)の預金又は通常貯金の残高に御注意ください。
- 金融機関(支店等を含む。)又は口座番号を変更された場合には市税等口座振替依頼書の再提出が必要です。
- 口座振替を依頼されている口座を解約されますと、市税等の納付方法がなくなります。預金又は通常貯金の廃止又は解約手続をされた場合は、石巻市まで御連絡ください。
- 口座名義人以外の納税等義務者の市税等を納付する場合は、各納税等義務者の承諾を得てください。
- 口座振替で納付した市税等については領収証書は発行されませんので、通帳への記帳で御確認ください。
- その他不明な点がある場合は、口座振替を依頼された金融機関又は石巻市までお問い合わせください。

取扱店日附印

お客様

ゆうちょ銀行以外の
民間金融機関

石巻市総務部 納税課
電話(0225)95-1111 内線3135

【金融機関用】
1.一部解約
2.全部解約